相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山市水橋的場二二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻井　友枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

事務所富山県富山市西田地方町三丁目六番三〇号

相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県かほく市夏栗ハ四番地、最後の住所石川県かほく市夏栗ホ一三六番地

被相続人　亡　北口　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

石川県金沢市尾張町一丁目八番一一号堀口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　犬塚　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市徳光町第三一号五〇番地、最後の住所福井県福井市本堂町第五一号三三番地高雄苑　被相続人　亡　田中　小柳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

福井県福井市順化一丁目一四番四三号ストークビル福井一番館三階

相続財産管理人　弁護士　中村　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市丁田町五助二七番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　朝岡　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

愛知県安城市三河安城本町一丁目二九―一六　相続財産管理人　増田乾太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県久留米市白山町三七五番地、最後の住所大阪府堺市中区深井北町三一七六番地

阪和第二泉北病院　被相続人　亡　緒方　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市長堂一丁目八五番地、最後の住所神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡二丁目三番二四号　被相続人　亡　袴谷　晴康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

大阪府河内長野市美加の台六丁目八番一号

相続財産管理人　下田　光洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市湊五六四番地、最後の住所不明　被相続人　亡　上村　なら

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十六日

和歌山県田辺市今福町九八番地二階

相続財産管理人　川上　高史

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員であった旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　群馬県知事登録旅行業第三―四四三号

㈢　商号　有限会社ファインツーリズム

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社ファインツーリズム　伊勢崎市今泉町一丁目一四〇八番地の四　代表取締役　小島　進二

㈤　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　伊勢崎市今泉町一丁目一四〇八番地の四

㈥　旅行業登録年月日　平成十八年五月十八日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十三年一月六日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十三年一月二十六日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成23年1月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①東京不動産　②千葉県知事(4)289　③加藤幸榮　④千葉市中央区市場町10―10　東京不動産　加藤幸榮　⑤1000万円　⑥千葉県知事　⑦千葉市中央区市場町10―10　東京不動産　加藤幸榮

①木本不動産興業　②東京都知事(2)13780　③木本知夫　④東京都葛飾区立石八丁目44番26号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都葛飾区立石八丁目44番26号　木本不動産興業　木本知夫

①グリーン大阪農業協同組合　②大阪府知事(3)45947　③代表理事　東野公一　④大阪府東大阪市荒本北１丁目５番50号、廃止した従たる事務所　大阪府東大阪市菱江４―４―16　⑤500万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府東大阪市荒本北１丁目５番50号　グリーン大阪農業協同組合　代表理事　東野公一

①東洋シャッター株式会社　②大阪府知事(4)42235　③代表取締役　岡田敏夫　④大阪府大阪市中央区南船場二丁目３番２号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市中央区南船場二丁目３番２号　東洋シャッター株式会社　代表取締役　岡田敏夫